

各戸配布

伝統の技をあなたのものに！ 藤織り講習会受講者を募集

丹後藤織り保存会

藤ぶるの皮から作った糸で織り上げる日本の伝統織り物「藤布」。古くから上世屋に伝わってきた「藤織り」技術の継承と普及、後継者の育成を図る丹後藤織り保存会の「藤織り講習会」が今年も5月から始まります。約10工程に上る作業を1年かけて実践・体験するこの講座は今回で21日目。修了者には「修了証書」が渡されます。

▶会場（前期）しおぎり荘・慈眼寺（宮津市上世屋）（後期）府立丹後郷土資料館・永島家住宅（宮津市国分）。

▶日程（前期）第1講座：5月21日（土）22日（日）開講式・藤伐り・藤剥ぎ 第2講座：6月25日（土）26日（日）灰汁吹き・藤抜き・藤績み 第3講座：9月3日（土）4日（日）灰汁吹き・藤抜き・藤績み 第4講座：10月1日（土）2日（日）振り掛け・枠取り・藤績み（後期）第5講座：11月5日（土）6日（日）振り掛け・枠取り・藤績み・整経 第6講座：12月3日（土）4日（日）整経・機織り・藤績み 第7講座：3月11日（土）12（日）機織り・藤績み・修了式。

▶定員 先着20人 ※すべての講座に参加でき、講習会修了後、保存会に入会する意思のある方に限ります。

▶参加費 第1講座分26,400円（受講料20,000円・1泊3食代6,400円）、第2講座以降6,700円（1泊3食代実費。多少変動あり）。

▶申し込み・問い合わせ 府立丹後郷土資料館内「藤織り講習会」係。TEL0772-27-0230。

第1条 この会は、宮津美しさを発見し、それをまっすぐりにつなげていくことを目的とする。

第2条 この会は、事務所を宮津市宇浜町3006ぶらりんぐセンター内に置く。

第3条 この会は、宮津の美しさを発見し、それをまっすぐりにつなげていくことを目的とする。

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

第5条 活動の中心となる部署を置くことができる。

第6条 この会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員
年会費 2,000円

(2) 賛助会員（個人）
年会費 2,000円

第7条 この会に入会しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入し、年会費を添えて申し込むものとする。

第8条 会費は次に定める額とし、入会時を除き毎年、総会から1か月以内に納めるものとする。

第9条 会員の資格の喪失、第9条 会員が次の各号に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を納期から半年以上滞納したとき

第10条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 3人以内

第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

第12条 理事及び監事は、兼任することはできない。

第13条 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

第14条 代表理事は、この会を代表する。

第15条 副代表理事は、代表理事を補佐する。

第16条 監事は、会計監査を行う。

第17条 役員は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第18条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第19条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第20条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第21条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第22条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

宮津美しさを探検隊会則案

第1章 総則

第1条 この会は、宮津美しさ探検隊という。

第2条 この会は、事務所を宮津市宇浜町3006ぶらりんぐセンター内に置く。

第3条 この会は、宮津の美しさを発見し、それをまっすぐりにつなげていくことを目的とする。

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

第5条 活動の中心となる部署を置くことができる。

第6条 この会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員
年会費 5,000円

(2) 賛助会員（個人）
年会費 2,000円

第7条 この会に入会しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入し、年会費を添えて申し込むものとする。

第8条 会費は次に定める額とし、入会時を除き毎年、総会から1か月以内に納めるものとする。

第9条 会員の資格の喪失、第9条 会員が次の各号に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を納期から半年以上滞納したとき

第10条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 3人以内

第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

第12条 理事及び監事は、兼任することはできない。

第13条 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

第14条 代表理事は、この会を代表する。

第15条 副代表理事は、代表理事を補佐する。

第16条 監事は、会計監査を行う。

第17条 役員は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第18条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第19条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第20条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第21条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第22条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。



動を行う。

(1) 地域づくり、まちづくりグループの活動への参加・協力

(2) 市民による探検の企画・運営

(3) まちづくり情報紙「どことこ」の発行

第6条 この会に入会しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入し、年会費を添えて申し込むものとする。

第7条 会費は次に定める額とし、入会時を除き毎年、総会から1か月以内に納めるものとする。

第8条 会費は次に定める額とし、入会時を除き毎年、総会から1か月以内に納めるものとする。

第9条 会員の資格の喪失、第9条 会員が次の各号に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を納期から半年以上滞納したとき

第10条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 3人以内

第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

第12条 理事及び監事は、兼任することはできない。

第13条 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

第14条 代表理事は、この会を代表する。

第15条 副代表理事は、代表理事を補佐する。

第16条 監事は、会計監査を行う。

第17条 役員は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第18条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第19条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第20条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第21条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第22条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第23条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第24条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第25条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第26条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第27条 総会の開催は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

宮津美しさ探検隊の会員になります。
※会費の納入は、4月開催の総会で決定後1か月以内をお願いします。
(ただし、ジュニア会員は無料)

入会申込書

受付	年月日	印
会費領収	年月日	印

きりとる線

お名前（ふりがな）
(団体の場合は、団体名と代表者名を記入してください)

住所

電話/FAX

会員の種類 (○をつけてください) 及び年会費

正会員	賛助会員（個人）	賛助会員（団体）	ジュニア会員（小・中・高・18歳以下）
2,000円	2,000円	5,000円	無料

宮津美しさ探検隊の会員になります。
※会費の納入は、4月開催の総会で決定後1か月以内をお願いします。
(ただし、ジュニア会員は無料)